

## 保健推進員が 決まりました

保健推進員は、健康・医療などの実態を学び、本村の保健事業のよりよい効果と村民の健康保持増進を図るために活動しています。主な活動として住民総合健診や敬老会の協力、地区では栄養運動講習会および高齢者支援事業などの支援をします。任期は平成26年3月までの2年間です。

■問い合わせ 村住民福祉課健康係  
☎49-3112



|          | 氏名     | 役職名      |
|----------|--------|----------|
| 赤坂西野     | 須藤アヤ子  | 方部役員     |
|          | 石井 優子  |          |
|          | 高坂ハツヨ  |          |
|          | 北條 富子  |          |
| 西        | 舟木ウメ子  |          |
|          | 阿久津栄美子 |          |
|          | 関根 弘江  |          |
|          | 我妻 久子  |          |
| 山        | 根本 良子  | 会長兼方部役員  |
|          | 高野カツ子  |          |
| 赤坂中野     | 圓井 智子  | 方部役員     |
|          | 緑川三代子  |          |
|          | 鈴木恵美子  |          |
|          | 山本さち子  |          |
| 赤坂東野・石井草 | 五十嵐貴枝子 |          |
|          | 塩田 幸子  |          |
|          | 中川西ヤス子 |          |
|          | 吉田理恵子  | 副会長兼方部役員 |
| 富田       | 松崎 一子  |          |
|          | 生田目光枝  |          |
|          | 大平キヨ子  | 方部役員     |
|          | 青戸ミエ子  |          |
| 渡瀬       | 栗原 幸江  |          |
|          | 蛭田 祐子  | 副会長兼方部役員 |
|          | 木之内まゆみ |          |
| 青生野      | 津田 光子  |          |
|          | 藤田 洋子  |          |
|          | 加藤みつ江  |          |
|          | 岡部 敏子  |          |
|          | 八代 伊久  | 方部役員     |

## 平成25年度 鮫川村職員（資格免許職） 採用候補者試験

平成25年度鮫川村職員（資格免許職）採用候補者試験を次により行います。

■試験職種 栄養士 ■採用予定人員 若干名

### ■受験資格

昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、管理栄養士免許を有する方または平成25年3月までに取得見込みの方

### ■試験方法

第1次試験…教養試験（短大卒業程度）、専門試験、各種検査（事務適性検査、一般性格診断検査、職場適応性検査）

第2次試験…個別面接、小論文

### ■試験の期日および場所

第1次試験…平成24年9月16日（日）午前9時～9時30分  
受付・ふくしま中町会館（福島市中町7番地17号）

※10月中旬に役場掲示板に合格者を掲示するほか、受験者全員に合否を通知します。

第2次試験…第1次試験合格者に対して後日通知します。

### ■受験手続き

申込用紙の請求…申込用紙は、役場総務課で交付します。郵便で請求する場合は、封筒の表に「資格免許職試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を必ず同封してください。

申込方法…申込用紙に必要事項を記入し、役場総務課に提出してください。申込書を郵送する場合は、380円切手（簡易書留）を貼った自分あての封筒（長形3号）を同封し、封筒に「資格免許職試験申込」と朱書きして送付してください。

### ■受付期限

平成24年7月11日（水）から8月10日（金）で（執務時間中に限ります）。郵便による申込書の提出は、8月8日（水）までの消印があるものに限り受け付けます。

■問い合わせ 村総務課総務係 ☎49-3111

注意 村が給付する給付金とは別に、東京電力が独自に行う県南地域を対象とする自主的避難などに係る賠償金の請求書類も賠償の対象となる家庭に郵送されています。給付金と賠償金は全く別のものなので、それぞれ別々に申請・請求する必要がありますのでご注意ください。東京電力の賠償金に関するお問い合わせは東京電力(株)福島原子力補償相談室 ☎0120-993172 4へお願いします。

■問い合わせ 村総務課総務係 ☎49-3111

## 7月中旬以降販売開始予定 指定ごみ袋が一部変更になります

現在使用している指定ごみ袋の一部が変更になります。これまで6種類あった指定袋が3種類となります。（分別の種類および袋の値段、大きさは変わりません）  
今回、変更になる指定袋は「びん類専用袋」「缶類専用袋」「不燃物類専用袋」「焼却灰専用袋」「ペットボトル専用袋」の5種類です。なお、「もえるごみ専用袋」については、変更ありません。

▼変更点 ①現在とは異なる指定袋を利用して分別している、びん類、缶類、不燃物類、焼却灰を「もえないもの専用袋（図1）」の一種類で分別する必要があります。②現在の「ペットボトル専用袋」の名称を「資源物専用袋（図2）」に変更します。「発砲スチロール（トレイ）製品」「プラスチック製容器包装製品」「紙製容器包装製品」は「資源物専用袋」を利用して分別してください。



図1 もえないもの専用袋（青文字）

は、必ず一袋一品目ごとに分別してください。混合し分別がされていない袋は、収集しませんのでご注意ください。

▼排出の仕方 「もえるごみ専用袋」は氏名を記入し、「もえないもの専用袋」「資源物専用袋」については、それぞれ表記されている選択欄から分別をした項目に○印を付け、氏名を記入して朝8時30分までに指定された収集場所に出してください。

新しい指定袋の供用開始時期は7月中旬以降を予定していますが、これまで利用していた指定袋の買い置きが残っている場合は、なくなるまで使用できます。また、販売店では在庫の関係上、変更前の指定袋もそのまま販売している場合があります。なお、変更前の指定袋を使用する場合は、これまでと同じ分別の仕方をお願いします。

■問い合わせ 東白衛生組合 ☎4310378 / 村地域整備課 ☎4913116

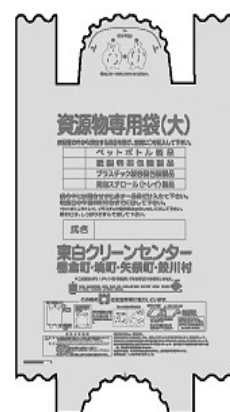


図2 資源物専用袋（オレンジ文字）

## 県南・会津・南会津地域 給付金が支給されます

原子力発電所事故により被災したブランドイメージの低下などを回復するために、活動に対し、鮫川村が主体となって給付金を給付します。

▼給付対象者 平成23年3月11日を基準日として、本村に生活の本拠としての住居があった方①子ども：平成4年3月12日から平成23年3月11日までに生まれた方、または基準日時時点で本村に生活の本拠としての住居があった母親が平成23年3月12日から平成23年12月31日までの間に出生した子②妊婦：平成23年3月11日から平成23年12月31日の間に妊娠していた方③その他：①、②以外の方

給付額 ①子ども、②妊婦：10万円③その他：4万円

申請書（請求書）の提出 7月中旬に申請書をお届けしますので、必要事項を記入し早